

テーマは「**優しさ**」住まいの福祉について考えます。 優しさ通信NO. 1
ここでは障害者のことを、「障がい者」と記しています。ご理解ください。

平成29年 **9**月の**優しさ**通信



おたがいさまでつながる地域の“居場所”

- ・「助け上手・助けられ上手」になる。
- ・「自分でできることは、自分です。ただし、自分一人でできないことは、人の支援を受けても、かけがえのない自分の人生を生き抜く」
- ・「人は必要とされることを必要とする」
- ・「65～75歳の過ごし方で健康寿命が異なってくる」
- ・日本で7人に1人が貧困の子供。
- ・ひとり親世帯の4人に1人が非正規雇用。
- ・お節介とは、「節度のある介（なかだち）」。お節介さんとは、目配り・気配り・心配りができて、他人の困りごとを放っておけない人。
「介」には、「間に入ってなかだちをする人。両側から中のものを助け守る。」という意味があります。(2017年8月28日 大阪教育大学 新崎国広教授 大正区地域福祉ビジョン推進事業講演会より)



発達障がい者が力生かせる教育を

- ・発達障害の中核をなす自閉症の傾向は、多かれ少なかれ誰でも持っています。自閉症傾向は連続的に分布するというウイング氏の仮説が日本人健常者にも当てはまることが初めて実証されました。
- ・「発達障害は特別ではない」というメッセージを一般に広く知ってもらうことが重要です。
- ・発達障害の特性の一部は、仕事の生産性をむしろ高めるという成果も得られています。環境を整え、その人に合った仕事をする、発達障がい者も能力を発揮できます。(国際医療福祉大学教授 宮本幸一氏 私見卓見 2017年8月11日 日本経済新聞記事から抜粋引用)



テーマは「**優しさ**」住まいの福祉について考えます。 優しさ通信NO. 2
ここでは障害者のことを、「障がい者」と記しています。ご理解ください。



特別養子縁組 5年で倍に 虐待児支援で厚労省

年1000件超 成立めざす

- ・昨年施行された改正児童福祉法は、保護者への子育て支援や親元で暮らせない子供を家庭と同様の環境下で養育していくことを国の方針として強調しました。
- ・虐待を受けた未就学児を児童相談所が里親に委託する割合を75%以上にする目標。
- ・厚労省などは、特別養子縁組の成立件数を5年以内に2015年の544件から倍増させ、年間1000件以上の成立を目指します。
- ・親元を離れて暮らす子供が里親家庭で養育される割合を示す「里親委託率」は17.5%（2015年末時点）にとどまります。
- ・親元で暮らせない子供は2016年時点、全国で約45,000人。このうち約6,000人が里親家庭などで暮らし、残りは主に児童養護施設や乳児院に入所しています。（2017年8月1日 日本経済新聞記事から抜粋引用）



バリアフリー 自治体足踏み

「基本構想」作成 2割満たず 国交省、制度改正に着手

- ・2006年施行のバリアフリー法に基づき、公共施設や駅がある地区のバリアフリー化を重点的に進める基本構想を作成している市区町村が、全体の17%しかないことが国土交通省の調査で分かりました。
- ・バリアフリー法は、駅周辺や高齢者・障がい者施設が集まった地区（重点整備地区）のバリアフリー化を進めるため、市区町村が基本構想を作ることができると規定。基本構想で地区を指定すると、国の補助金を受けながら、駅から公共施設の間を結ぶ歩道のスロープや点字ブロックなどを一体で整備できます。基本構想の作成は義務ではありません。
- ・2016年末時点で基本構想を作成したのは、全1718市区町村のうち291市区町村（17%）のみ。国交省が構想の重要性が高いとみている545市区町村でも、約半分の259市区町村でした。
- ・「作成したいが困難」と答えた703市町村に課題を尋ねると、「予算が不足している」（68%）、「作成ノウハウがない」（49%）が上位を占めました。（2017年8月15日 日本経済新聞記事から抜粋引用）



「吃音」実態調査で迫る 幼少期20人に1人 専門医少なく

ガイドラインを作成へ

- ・話す時に言葉が詰まったり、同じ音を繰り返したりする「吃音」について、実態調査や有効な対策を探る動きが進んでいます。幼少期には約20人に1人にみられ、そのうち約7割は自然になくなるといわれていますが、実態はよくわかっていませんでした。
- ・厚生労働省は、吃音症という病気の分類を設けています。これに沿って診断を受けると、発達障害者支援法に基づき精神障害者保健福祉手帳をもらう場合もあります。
- ・2～4歳から症状が出始め、幼少期は20人に1人にみられますが、約7割は3年ほどで自然になくなります。成人になると100人に1人になるともいわれています。
- ・国立障害者リハビリテーションセンターが中心となり、3歳児検診などの際に吃音を調べる調査を昨夏から始めました。
- ・8歳になるころから、症状は無くなりにくくなるといわれています。早期に日常生活の対策となる訓練を受ける必要性が指摘されています。
- ・国立障害者リハビリテーションセンターなどは、中学生以上を対象に認知行動療法を生かしたグループ訓練法を開発しました。
- ・専門家不足が指摘されています。悩みのある人は耳鼻咽喉科医や言語聴覚士に相談することになりますが、診断や訓練などを十分に受けられないことも多いようです。

(2017年8月7日 日本経済新聞記事から抜粋引用)



高齢者の財産管理方法の一つ、任意後見制度

- ・任意後見制度：将来自分の判断能力が不十分になった際に、援助してくれる後見人を事前に信頼する人の中から指定し、援助を受ける内容についても具体的に定めておく制度。
- ・本人に判断能力があるうちに、予め公証人が作成する公正証書で、後見人になっていただく予定の人（任意後見受任者）と任意後見契約を結んでおき、精神上の障がいにより本人の判断能力が不十分になったときに、その契約に基づいて任意後見受任者が任意後見人として援助するものです。
- ・任意後見には、家庭裁判所によって任意後見監督人（後見人の職務内容をチェックする人）が必ず付けられます。

(2017年8月 大阪シティ信用金庫 シティ信金だより記事から抜粋引用)

テーマは「**優しさ**」住まいの福祉について考えます。 優しさ通信NO. 4
ここでは障害者のことを、「障がい者」と記しています。ご理解ください。



高齢者の体調予測 パナソニック I o Tで睡眠分析

- ・パナソニックはあらゆるモノがネットにつながる「I o T」を活用し、一人暮らしの高齢者を見守るサービスに乗り出します。
- ・室内の複数のセンサーの情報から温度変化や睡眠のパターンなどを解析。体調不良の兆候を介護スタッフに知らせます。2019年度事業化を目指します。
- ・要介護認定を受けた全国の高齢者のうち、約7割は自宅で介護サービスを受けています。(2017年8月28日 日本経済新聞記事から抜粋引用)



今月の福祉用具－移動関連用具

その4 歩行器2 歩行器の種類

①四脚歩行器

- ・固定型と交互型があります。
- ・固定型で歩く時は、まず歩行器全体を持ち上げて前方に下ろします。交互に足を前方に移動し、両足をそろえて立ちます。車付き歩行器よりも腕力、脚力を必要としますが、ベッドや椅子からの立ち上がり、トイレや入浴のも補助具として使えます。
- ・交互型は左右のフレームがフレキシブルにつながっていて、フレームが別々に平行に前へ出せるようになっています。左右フレームを交互に持ち上げて前へ出した後、固定型と同じようにして歩きます。片足に強い痛みがある場合や脳神経系疾患で姿勢のバランスをとりにくい場合、正しい歩行パターンを習得するのに効果があります。

②四脚二輪歩行器

- ・四脚のうち前の2本の脚に小車輪を付けたタイプ。
- ・後ろ足にかかる荷重を抜くだけで前方へ移動できるので、足の弱い人にでも使えます。
- ・車輪が小さいものはわずかな凹凸にも引っ掛かるので、屋外の使用には向きません。
- ・室内では押して歩き、段差や凹凸のある所では固定型のように持ちあげて歩きます。

(参考：福祉住環境コーディネーターテキスト&福祉用具専門相談員研修用テキストより)